

第 10 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 錄

開 催 年 月 日		令 和 6 年 3 月 25 日				
開 催 場 所		行 田 市 役 所 305 会 議 室				
開 議 時 刻		9 時 00 分				
閉 議 時 刻		9 時 35 分				
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 狀 況	議席番号	氏 名	摘 要	議席番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席	9	新 井 健 一	出 ○ 席 欠 席
	2	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席	10	関 口 浩 幸	出 ○ 席 欠 席
	3	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席	11	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席
	4	赤 羽 修 一	出 ○ 席 欠 席	12	田 口 隆 一	出 ○ 席 欠 席
	5	高 澤 克 芳	出 ○ 席 欠 席	13	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席
	6	川 島 悅 男	出 ○ 席 欠 席			
	7	太 田 實	出 ○ 席 欠 席			
	8	間 々 田 英 治	出 ○ 席 欠 席			

農地 利用最 適化推 進委員 出席狀 況	地区 番号	氏 名	摘 要	地区 番号	氏 名	摘 要	
	①	長 谷 川 浩	出 ○ 席 欠 席	⑪			
	②			⑫	堀 口 晴 義	出 ○ 席 欠 席	
	③	石 島 稔	出 ○ 席 欠 席	⑬			
	④	浜 山 陽 子	出 ○ 席 欠 席	⑭			
	⑤			⑮	江 川 直 一	出 ○ 席 欠 席	
	⑥			⑯			
	⑦	江 袋 年 史	出 ○ 席 欠 席	⑰	島 寄 典 緒	出 席 欠 ○ 席	
	⑧	新 藤 雄 作	出 ○ 席 欠 席	⑱	荻 原 增 夫	出 ○ 席 欠 席	
	⑨			⑲			
	⑩			⑳	木 村 民 夫	出 ○ 席 欠 席	
關係者				書 記	局 長	小 林 誠	
					次 長	広 田 敦 史	
					主 查	赤 城 太 郎	

1 開会	事務局長	開会宣言（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 (会長が議長となり、以後の議事を進行)
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、間々田委員、新井委員のご両名にお願いいたします。
5 議事 『議案第1号』 農地法第3条第1項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て	事務局次長	それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題とい たします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、5件となっております。 進行番号1でございますが、中江袋〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、中江袋〇〇〇番地〇〇〇〇〇さんが 所有する中江袋字壱町四反田〇〇〇番〇、地目：畑、425m ² について、経営の拡大を図るため、贈与によ り所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。特別養護老人ホームおきなの西に位置する中江 袋地内の農振農用地でございます。 次に進行番号2でございますが、熊谷市石原〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん外1名が、母親である下中 条〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇さんが所有する下中条字稻荷塚〇〇〇〇番、地目：畑、527m ² について、自 家消費分の野菜を作付けするため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 申請人は、現在既に作物を作付けしており、特に〇〇さんのほうは、ほぼ毎日、母親の面倒を見にくるつ いでに畑にも寄っているとのことであり、現地の状況等を見ても要件的には問題はないと考えます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。興徳寺の南に位置する下中条地内の集落に接す る農用地でございます。 次に進行番号3でございますが、はじめに権利の移転の内容が、「遺贈」という初めての案件なので少し説 明させていただきます。 遺贈とは、故人の残した遺言書に則って遺産をゆずることをいい、包括遺贈と特定遺贈の2つの種類があ ります。 包括遺贈とは、全財産を誰々に、財産の3分の1を誰々に、というように財産の内容を個別に特定せずに 配分割合を示して遺贈します。それに対し、特定遺贈は、現金500万円を誰々に、行田市本丸〇〇番の土

	<p>地を誰々に、といったように財産を特定して遺贈することをいいます。</p> <p>農地法施行規則では、包括遺贈や相続人が特定遺贈により農地を取得する場合は許可不要となります、相続人以外が特定遺贈により農地を取得する場合は許可が必要となります。今案件は、相続人以外の特定遺贈となりますので3条の許可が必要となる案件でございます。</p> <p>なお、許可申請の申請者につきましては、同じく施行規則により譲受人の単独申請が出来ることになっております。</p> <p>それでは内容の説明に入らせていただきます。</p> <p>神奈川県厚木市関口○○○○番地○ ○○○○さんが、兄の土地であった須加字役田○○○○番 地目：田、784m²について、自家消費分の野菜などを作付けするため、遺贈により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>申請人の住所地が神奈川県厚木市となっておりますが、申請地の隣接地に住宅があり、週末は毎週戻ってきて現在も農作物を育てております。また、近い将来、こちらに戻ってくる予定でもあるとのことであり、現地の状況等を見ても要件的に問題はないと考えております。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。見沼元塙公園の西に位置する須加地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号4でございますが、斎条○○○○番地 ○○○○さんが、佐間○○○○丁目○○○○ ○○○○さんが所有する斎條字北反戸○○○○番、地目：畠、1, 309m² 外2筆、計2, 723m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。剣神社の東に位置する斎条地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号5でございますが、熊谷市上須戸○○○○番地 ○○○○さんが、東京都北区神谷○○○○丁目○○○○ ○○○○さんが所有する斎條字樋ノ口○○○○番、地目：畠、74m² 外3筆、計1, 064m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。行田市消防署北分署の南東に位置する斎条地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願ひいた</p>
議長	

『議案第2号』 農地法第5条第1項 の規定による許可申請 書に対する審議について	議長	します。 (なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。
	事務局次長	次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第2号は、8件となっております。 進行番号1でございますが、熊谷市久下〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、母親である長野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが所有する長野字天沼〇〇〇〇番、地目：田、382m ² について、贈与により住宅1棟、97.30m ² を建築するための敷地にしたいとして申請があつたものでございます。 申請人は現在、熊谷市内の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。進修館高校の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。
		次に進行番号2でございますが、加須市礼羽〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん外1名が、渡柳〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する渡柳字神明前〇〇〇〇番、地目：畑、457m ² について、売買により住宅1棟、117.58m ² を建築するための敷地にしたいとして申請があつたものでございます。 申請人は現在、加須市内の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。長福寺の北に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

について、使用貸借により住宅1棟、113.34m²を建築するための敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。下忍小学校の南東に位置する樋上地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、城西〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番 〇〇〇〇さんが、祖父である埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字上埼玉通〇〇〇〇番、地目：畑、335m²について、使用貸借により住宅1棟、77.35m²を建築するための敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長と共に手狭になってきたことから、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。安楽寺の北に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、蕨市北町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番 〇〇〇〇さんが、父親である野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する野字内〇〇〇〇番、地目：畑、59m² 外2筆、計218m²について、使用貸借により住宅1棟、119.88m²を建築するための敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は現在、蕨市内の借家で家族と共に生活しておりますが、結婚して子供も生まれ、将来の生活設計を考えておりました。このことを親とも相談した結果、実家の農家住宅を建て替えることになりましたが、敷地を調査したところ、建築基準法上の接道がなく、また、敷地の一部が農地であることが判明いたしました。このままでは建て替えが出来ないことから、接道を取るための必要最小限の転用はやむを得ないものと考えられます。また、敷地の一部が農地である場所は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。国道17号バイパスと県道行田蓮田線に挟まれた野地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、1,427.

90 m²になる予定でございます。

次に進行番号6でございますが、佐間〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、佐間〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する佐間字野合〇〇〇〇番、地目：田、188 m²について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は現在、隣接する住宅で生活しておりますが、年も重なり何かと不自由になってきたため、娘夫婦と同居することになりました。しかし、現在は駐車スペースが1台分しかなく、また、近隣にも月極等の駐車場がないことから土地所有者に相談したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。行田市斎場の南に位置する集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、大阪市中央区道修町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番 〇〇〇〇さんが、真名板〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する真名板字中宮〇〇〇〇番、地目：畠、362 m² 外1筆、計742 m²について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計120枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5 kw、年間発電量が7万4,117 kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。地域文化センターの南東に位置する真名板地内の集落内農地でございます。

次に進行番号8でございますが、東京都新宿区西新宿〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、鴻巣市赤見台〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する和田字北屋敷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、267 m² 外10筆、計6,033 m²について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計1200枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は高圧の444.4 kw、年間発電量が83万9,788 kwhで、設備の周囲を高さ1.8mのフェンスで囲い、感電事故

『議案第3号』 農用地利用集積等促進計画（案）について	田口委員 議長 議長 議長 議長 議長 議長 議長	などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。
		場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。和田農村センターの南に位置する和田板地内の集落内農地でございます。
		以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る3月19日、現地調査をしていただいておりますので、田口委員にご報告をお願いいたします。
		去る3月19日、私と伊東委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願ひいたします。
		事務局から議案第2号についての説明及び田口委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
		(なし)
		ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は举手を願います。
		(全員举手)
	議長	举手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。
	議長	次に、『議案第3号』農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。
	議長	本議案は、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する委員が含まれております。私も該当しております。
	議長	よって、同条の規定により、議長を中村代理に交代いたします。
	議長	(議長交代)
	議長	定めに従いまして、しばしの間、議長の職を務めさせていただきます。
	議長	農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、藤間会長、川島委員、太田委員、新井委員、江袋推進委員、新藤推進委員には、一時退席をお願いいたします。
	議長	その他、該当する方がいらっしゃれば、申し出て下さい。
	事務局次長	(関係委員一時退席)
	事務局次長	事務局より説明をいたさせます。
	事務局次長	議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

本計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の賃借権の設定について、農地中間管理機構からの求めに応じ市が作成したもので、同法の規定により当委員会の意見を求められているものでございます。今回の利用権の設定は6月15日を開始日とするものでございます。

件数が多いため、個々の案件につきましては、後で御確認いただき、お手元に配布しております別紙、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」によりご説明させていただきます。

17ページの「農用地利用集積計画集計表」をご覧ください。

まず、農地中間管理権の設定の申し出があった総件数は、17ページの一番右下、326件、面積の合計は、36万4, 385m²となっております。

次に、設定期間ごとにご説明いたします。

1番上の表の期間設定が1年から4年の短期設定につきましては、賃借権が再設定のみで9件、1万4, 566m²、使用貸借権が新規のみで12件、1万4, 189m²でございます。

2番目の表の5年を超えるまでの中期設定につきましては、賃貸借権が、再設定のみで、26件、2万9, 878m²でございます。使用貸借権は新規のみで3件、4, 702m²でございます。

3番目の表の9年以上の長期設定につきましては、賃貸借権が、新規252件、27万3, 028m²、再設定9件、9, 818m²、計261件、28万2, 846m²でございます。使用貸借権につきましては、新規のみで、15件、面積1万8, 204m²でございます。

全体として、新規282件、面積31万123m²、再設定44件、面積5万4, 262m²、計326件、面積36万4, 385m²となっております。

続きまして、本日お配りした「農用地利用集積等促進計画（案）集計表」をご覧ください。

関根○○○○番地 ○○○○さん 外20名と7法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。

借り受け希望者へ貸付を行う総筆数は、資料の一番最後、ページ数で21ページと書いてある表の一番右下をご覧ください。筆数が326筆、面積の合計は、36万4, 385m²となっております。内訳としては、賃貸借296筆、面積32万7, 290m²、使用貸借30筆、面積3万7, 095m²でございます。設定期間は、新規設定については、最短で2年、最長が10年であり、転貸については、残存期間となっております。

以上で、議案第3号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。

	議長	以上、説明とさせていただきます。 事務局から、議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願ひいたします。
	赤羽委員	設定期間の最長は何年ですか。
	事務局次長	20年になります。
	議長	他にございますか。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり、承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって、議案第3号は承認することといたします。 退席した委員の入室を認めます。 (関係委員入室)
	議長	藤間会長、川島委員、太田委員、新井委員、江袋推進委員、新藤推進委員に申し上げます。議案第3号は、原案のとおり承認されました。 それでは議長を藤間会長にお返しいたします。 (議長交代)
報告事項	議長	次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主査	議案書3ページをご覧ください。 (1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 (1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、4件の届出があり、転用目的は、住宅、倉庫、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 (2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、4件の届出があり、転用目的は、駐車場、住宅、進入路でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

		<p>本件は、29件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から「報告事項」についての説明がございました。「報告事項」となりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、すべての議事についての審議、並びに報告事項につきましては、終了いたしました。</p> <p>皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長 主査	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度最適化活動の目標の設定等について ・埼玉県農業会議研修DVD(7/25視聴)のアンケートについて ・令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出について ・令和5年度地区別耕作放棄地について ・転用許可地の県条例(土砂条例)違反の是正の進捗について <p>以上をもちまして、第10回農業委員会を終了いたします</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>(9:35)</p>
7 閉会	事務局長	